

令和6年度 運輸安全に関する経営管理

(マネジメントの総括と展望)

令和 6年 4月

北都交通株式会社

1 安全指針

北都交通株式会社は旅客自動車運送事業を行うもの、また公共機関としての一翼を担うものとしての社会的使命を厳粛に受け止め、経営の責任者自らが輸送の安全確保が最大の使命であることを強く認識し、輸送の安全を確保するべく旅客運送事業者として最大限の主導力を発揮しなければならない。

そのうえで旅客運送事業者としての責務は輸送の安全確保であることを全社員に対して徹底した周知を図り、社会経済等の発展に貢献せんものと全力で取り組んで参ります。

北都交通株式会社の安全指針

- ① 安全は輸送業務の最大の使命である。
- ② 安全の確保は規定の遵守及び執務の厳正から始まり、不断の修練によって築きあげられる。
- ③ 確認の励行と連絡の徹底は安全の確保に最も大切である。
- ④ 安全の確保ためには、職責を越えて一致協力をしなければならない。
- ⑤ 疑わしいときは手落ちなく考えて、最も安全と認められる道を探らねばならない。

2 輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 令和6年度の目標

重大事故並びに人身交通事故発生	0 件
有責物損交通事故発生件数前年対比	20 % 減少
静止物衝突事故発生件数前年対比	30 % 減少
後退時事故発生件数前年対比	0 件

(2) 令和5年度の目標

1 重大事故並びに人身交通事故発生	0 件
2 有責物損交通事故発生件数前年対比	20 % 減少
3 静止物衝突事故発生件数前年対比	30 % 減少
4 後退時事故発生件数前年対比	0 件

(3) 令和5年度の目標達成状況

- 1 重大事故並びに人身事故の発生は1件であり、目標達成とはならなかった。
- 2 有責物損交通事故の発生件数は6件であり、前年対比同件数であったことから目標達成とはならなかった。
- 3 静止物衝突事故発生件数は5件で前年対比 -5件であり、目標達成となった。
- 4 後退時事故における事故の発生件数は5件であって、前年対比同件数であったことから目標達成とはならなかった。

3 自動車事故報告規則第2条の規定による事故件数

令和5年度における発生件数 1 件

4 安全輸送に関する取り組み計画

(1) 運行管理の徹底

- ① 毎月毎に事故防止の重点項目を定め、始業点呼、終業点呼時に運行管理者が行う乗務員との対面点呼の際に係る重点項目について徹底を図る。
- ② 出社時における呼気のアルコール含有の有無、運転免許証の有効期限確認、乗務員の言動等から健康状態を厳しくチェックする。
- ③ 一般道路に面した住宅火災や地域の祭典の催事等々に起因する交通規制及び付近の渋滞、または高速道路通行止めの有無、冬期における吹雪や路面凍結等の気象情報を詳細に伝達する。
- ④ 他県におけるバス事故の事例紹介等をはじめとするバスの安全運行に寄与すると思われる情報を常に提供する。
- ⑤ ドライブレコーダーに残された、いわゆる「ヒヤリハット」映像を随意視聴させ、危機意識の向上を図る。

(2) 車両整備の徹底

- ① 乗務員による通常の運行開始前点検に加え、整備員の専門視線で更なる詳細点検を行い、バスの安全走行の維持に努める。
- ② 全てのバスの車齢、走行距離等々から部品の摩耗状態を推測し、交換を要する箇所の部品を早期に交換して不測の事態の発生を未然に防止する。
- ③ 乗務員からのバス運転中における異常振動、異音発生等の不確実な情報にも真剣に向き合い、それら異常箇所の早期発見と原因の究明に努める。

(3) 事故防止対策の徹底

- ① 春と秋との年2回、延べ7日間にわたって全乗務員が参加する事故防止対策審議会（常会）を開催し、安全への取り組みを全員で確認する。
- ② 同審議会の場において無事故連続3年以上の乗務員を累年ごとに表彰し安全意識の高揚を図る。

(4) 乗務員の健康管理及び過労運転防止の徹底

- ① 年に2回春と秋に実施している事故防止対策審議会（常会）の場での定例健康診断を基に、産業医の協力を仰ぎつつ乗務員の健康管理に徹する。
- ② 乗務割の作成にあたっては乗務員の休憩・睡眠が十分に取れ、疲労の蓄積が解消されるよう細心の心配りをする。

5 輸送の安全に関する予算

(1) 令和5年度における実績

- ・ 運行管理者講習
- ・ 整備管理者講習
- ・ 健康診断受診（2回）
- ・ 個人別無事故表彰
- ・ 班別無事故表彰
- ・ 省燃費運転推進表彰
- ・ 各種外部講習
- ・ 携帯及び固定用アルコールチェッカー購入
- ・ 携帯及び固定用アルコールチェッカー購入
- ・ 各種外部講習

（2）令和6年度予算（7,000,000円）

- ・ 運行管理者講習
- ・ 整備管理者講習
- ・ 健康診断受診（2回）
- ・ 個人別無事故表彰
- ・ 班別無事故表彰
- ・ 省燃費運転推進表彰
- ・ 各種外部講習
- ・ 携帯及び固定用アルコールチェッcker購入
- ・ 携帯及び固定用アルコールチェッcker購入
- ・ 各種外部講習

6 輸送の安全に関する教育及び研修計画

別添 『 令和6年度 輸送の安全に関する乗務員教育計画 』 記載のとおり

7 輸送の安全に関する連絡体制

別添 『 輸送の安全に関する連絡体制 』 記載のとおり

8 安全管理規程

別添 『 安全管理規程 』 記載のとおり

9 安全統括管理者

バス事業部長 矢萩 靖巳

令和 6年度 輸送の安全に関する乗務員教育計画

乗務員に対する教育は車両構造上の特性を熟知させ、運転中における危険の予測と回避、更に自然災害発生時や、車両火災等が発生した際の乗客の安全確保などの緊急事案に即応する技術と能力を取得させると共に、乗務中における健康起因事故を防止するため日頃の健康管理意識の重要性を説き、もって全事象に対する危機管理意識の高揚を図ることを目的とするものである。

月	独自事故防止対策	主たる教育実施内容	交通安全運動等活動
4	・新入学児童事故防止強化 月間	<ul style="list-style-type: none"> ・春の常会 ・定期健康診断受診 ・バスを運転する場合の心構え ・バス運行の安全と旅客の安全の確保 ・バス構造上の特性 ・乗車中の旅客の安全確保 ・乗降時の旅客の安全確保 ・一般道路での安全運転の方法 ・高速道路での安全運転の方法 ・ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動 4/6（土）～4/15（月） ・交通事故死ゼロを目指す日 4/10（水）
5	・行楽期の事故防止強化月間 ・飛び石事故防止月間		
6	・シートベルト着用強化月間		
7		<ul style="list-style-type: none"> ・整備主任者技術実技研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の交通安全運動 7/13（土）～7/22（月） ・飲酒運転根絶の日 7/13（土）
8	・夏の行楽期の事故防止月間	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全マネジメントセミナー 	
9	・薄暮時の高齢者事故防止月間 ・ライト早め点灯の励行	<ul style="list-style-type: none"> ・整備主任者技術実技研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の全国交通安全運動 9/21（土）～9/30（月） ・交通事故死ゼロを目指す日 9/30（月）
10	・車両、整備部品等総点検 ・タイヤ交換完全実施	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全マネジメントセミナー 	

月	社内事故防止取組状況	主たる教育実施内容	交通安全運動等活動参加状況
11	<ul style="list-style-type: none"> ・凍結路面に適応した運転の徹底 ・車内事故防止強化月間 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の常会 ・定期健康診断受診 ・運行する路線もしくは経路又は営業区域における道路および交通の状況 ・危険予測と回避 ・運転適性に応じた安全運転 ・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 ・健康管理の重要性 ・異常気象時における対処方法 ・非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い ・ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬の全国交通安全運動 11/13 (水) ~ 11/22 (金)
12	・年末輸送安全総点検		
1	・年始輸送安全総点検		
2	・悪天候時の事故防止月間	・運輸安全マネジメントセミナー	
3	・融雪機における速度抑止 強化月間		

北都交通株式会社 安全管理規程

目次

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P D C A）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- 3 管理の受委託の実施にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を第7条により積極的かつ効率的に行うよう

努めること。

- (3) 輸送の安全に関する内部調査を第13条により行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (4) 輸送の安全に関する情報は、第10条により社内において必要な事項を伝達・共有し、第11条により連絡体制を確立する。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

2 当社の関連会社と密接に協力し、一丸となって輸送の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等の必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するため業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 社長は前条の安全の確保に関する事項を確実に実施するために、責任ある輸送安全管理の体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行うため、次に掲げる者を選任する。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合を含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 心身の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を作成し実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本の方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 会社役員と現場や運行管理者と運転者等の双方向の意思疎通を十分に行うこと

とにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、会社役員又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるよう努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部調査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、会社役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合又は輸送の安全確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項に

について、更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度終了後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の概要、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する記録及び保存の方法は、安全統括管理者が窓口となり、関係部署への回覧を指示する。
- 4 輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間については3年とする。

付則

この規定は、平成24年8月20日から実施する。

この規定は、平成25年10月1日から実施する。

この規定は、平成28年11月1日から実施する。

輸送の安全に関する連絡体制

